

大津市大河ドラマ「光る君へ」活用推進事業支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大河ドラマ「光る君へ」の放送を契機として、大津市への誘客を促進するとともに、来訪者の満足度を高めることを目的に、事業者が実施する大津市における観光振興に資する取組に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(補助金の区分)

第2条 この要綱による大河ドラマ「光る君へ」活用推進事業支援補助金（以下「補助金」という。）の区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 旅行事業者向け補助金
- (2) 飲食、製造事業者向け補助金
- (3) 周遊キャンペーン・イベント等実施促進補助金

(補助事業等)

第3条 前条の区分毎の補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額等は、別表1に定めるとおりとする。

(交付申請書)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、大津市大河ドラマ「光る君へ」活用推進事業支援補助金交付申請書（様式第1号）を提出するものとする。

- 2 前項の交付申請書には、事業計画書、経費内訳書、その他大津市大河ドラマ「光る君へ」活用推進協議会長（以下、「会長」という。）が必要と認める書類を添付しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 会長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請書等の書類の審査により、当該申請に係る補助金の交付が、予算の定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

- 2 会長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(補助金の交付の条件)

第6条 会長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは次に掲げる事項について条件を付すものとする。

- (1) 補助事業等の内容の変更（補助事業等の完了後における成果物の変更を含み、軽微な変更を除く。）をする場合においては、会長の承認を受けるべきこと。

- (2) 補助事業等を中止し、または廃止する場合においては、会長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業等に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合においては、会長の承認を受けるべきこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに会長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (5) その他会長が必要と認める事項

（決定通知書）

第7条 会長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を補助金の交付の申請をした者に、大津市大河ドラマ「光る君へ」活用推進事業支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

- 2 会長は、補助金の交付をしないことと決定した時は、速やかにその旨を交付申請者に、大津市大河ドラマ「光る君へ」活用推進事業支援補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（事情変更による取消通知書等）

第8条 会長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは補助金の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 会長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 補助事業者が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）

- 3 会長は、第1項の処分をしたときは、速やかにその旨を補助事業者到大津市大河ドラマ「光る君へ」活用推進事業支援補助金交付決定取消通知書（様式第4号）又は大津市大河ドラマ「光る君へ」活用推進事業支援補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（補助事業等の内容の変更等の承認申請書）

第9条 補助金の交付の決定について第6条第1項第1号から第3号までに規定する条件を付された補助事業者は、当該各号の承認を受けようとするときは、大津市大河ドラマ「光る君へ」活用推進事業変更承認申請書（様式第6号）又は大津市大河ドラマ「光る君へ」活用推進事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、大津市大河ドラマ「光る君

へ」活用推進事業変更承認決定通知書（様式第 8 号）若しくは大津市大河ドラマ「光る君へ」活用推進事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第 9 号）により、又は大津市大河ドラマ「光る君へ」活用推進事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第 10 号）若しくは大津市大河ドラマ「光る君へ」活用推進事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第 11 号）により、速やかに、それぞれ当該承認の申請をした補助事業者に通知するものとする。

（実績報告書）

第 10 条 補助事業者は、補助事業等が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けた時を含む。）は、補助事業等の成果を記載した大津市大河ドラマ「光る君へ」活用推進事業支援補助金実績報告書（様式第 12 号）に会長の定める書類を添えて会長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、事業実施報告書、領収書その他会長が必要と認める書類を添付しなければならない。

（確定通知書）

第 11 条 会長は、前条の規定による実績に報告を受けた場合においては、当該実績報告書等の書類の審査により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者到大津市大河ドラマ「光る君へ」活用推進事業支援補助金確定通知書（様式第 13 号）により通知するものとする。

（交付請求書）

第 12 条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金等の交付を受けようとするときは、大津市大河ドラマ「光る君へ」活用推進事業支援補助金交付請求書（第 14 号）により請求するものとする。

（取消通知書）

第 13 条 会長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) その他法令等に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 会長は、第 1 項の規定による取消をしたときは、速やかにその旨を補助事業者到大津市大河ドラマ「光る君へ」活用推進事業支援補助金交付決定取消通知書（様式第 15 号）により通知する。

（返還通知書）

第14条 会長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において補助事業等の当該取消に係る部分に関しすでに、補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて、大津市大河ドラマ「光る君へ」活用推進事業支援補助金返還通知書(様式第16号)によりその返還を命ずるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月23日から施行する。

別表1（第3条関係）

1 旅行事業者向け補助金

(1)補助事業

ア 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する事業（「補助事業」という。）とする。

(ア) 大河ドラマ「光る君へ」の放送に関連して、大津市内を訪れる旅行商品を造成し、次のいずれかを作成する事業であること

A 旅行パンフレット及び電子媒体等

旅行業者が大津市への誘客を促進する旅行商品を造成し、その販売促進のために作成するパンフレットやウェブサイト販売ページ等であって、別表2に掲げる補助要件を満たすもの。

B 通信販売の旅行商品カタログ及びウェブサイト販売ページ等

旅行業者が大津市への誘客を促進する旅行商品の販売促進のために作成した通信販売の旅行商品カタログやウェブサイト販売ページであって、別表3に掲げる補助要件を満たすもの。

(イ) 当該年度において、同一の事業につき1回の申請であること。

イ 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は補助の対象としない。

(ア) 補助事業の実施の全部を第三者に委託する事業

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業

(ウ) 特定の政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業

(エ) 公序良俗に反する恐れがあると認める事業

(2)補助対象者

日本国内において旅行業法に基づく第一種、第二種の旅行業、および場貸しモデル宿泊予約サイトを営む事業者（以下、「旅行業者」という。）

(3)補助対象経費

補助事業の実施に要する(1)アに要した経費であって、会長が必要と認めるもの。但し、旅行商品に他市町の旅行商品を含む場合は、大津市に関連する事項を記載したページ分に係る作成費用のみを補助対象とする。なお、別表2、3に掲げる補助要件については、会長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(4)補助金額

補助対象経費の2分の1に相当する額。但し、100,000円を上限とする。

2 飲食、製造事業者向け補助金

(1)補助事業

ア 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する事業（「補助事業」という。）とする。

- (ア) 大河ドラマ「光る君へ」の放送に関連した商品及びグルメメニューの開発及び販売事業
- (イ) 当該年度において、1事業者につき1回の申請であること。
- イ 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は補助の対象としない。
 - (ア) インターネット限定の商品の開発及び販売事業
 - (イ) 補助事業の実施の全部を第三者に委託する事業
 - (ウ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業
 - (エ) 特定の政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業
 - (オ) 公序良俗に反する恐れがあると認める事業

(2)補助対象者

次の各号のいずれかに該当する事業者とする。

- ア (公社)びわ湖大津観光協会の会員
- イ 大津商工会議所、大津北商工会、瀬田商工会の会員
- ウ JAの会員
- エ 大津市内に店舗を有する事業者

(3)補助対象経費

補助事業の実施に要する次に掲げる経費であって、会長が必要と認めるもの。但し、事業者の運営に係る経費、事業者の内部関係者の飲食等食料費に相当する経費、商品化された後の資材作成、抜き型等の作成及び購入経費その他補助することが適当でないと思われる経費を除く。

- ア 商品開発のプロセスに係る経費
 - 商品の試作のため抜き型等を作成、購入する経費、パッケージ等デザイン費、写真撮影料等
- イ グルメメニュー開発のプロセスに係る経費
 - 食べ歩きのための紙コップ等資材にかかるデザイン料、敷紙箸袋等新規作成に係るデザイン料、写真撮影料等
- ウ その他会長が必要と認める経費

(4)補助金額

補助対象経費の2分の1に相当する額。但し、30,000円を上限とする。

3 周遊キャンペーン・イベント等実施促進補助金

(1)用語の定義

この要綱における周遊キャンペーン・イベント等の意義は、不特定多数の参加者を対象として実施する周遊キャンペーン(スタンプラリーやグルメツアー)、集客イベント、

催し（展示会、講演会、シンポジウムなど）、行事等をいう。

(2)補助事業

ア 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する事業（「補助事業」という。）とする。

(ア) 大河ドラマ「光る君へ」の放送を契機とした周遊キャンペーン・イベント等を実施する事業

(イ) 大津市内で開催する事業

(ウ) 当該年度において、1事業者につき1回の申請であること。

イ 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は補助の対象としない。

(ア) 補助事業の実施の全部を第三者に委託する事業

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業

(ウ) 特定の政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業

(エ) 公序良俗に反する恐れがあると認める事業

(3)補助対象者

- ・大津市内に事業所を有し事業を営む者により組織される団体（同業種団体、組合等）
- ・その他、会長が対象者と認める者。

(4)補助対象経費

補助事業の実施に要する次に掲げる経費であって、会長が必要と認めるもの。但し、既存事業にあつては、大河ドラマ「光る君へ」の放送を契機とした取組であり、新たに発生した経費に限るものとする。

費目	内容
報償費	事業出演者や司会者等への謝金、謝礼 等
旅費	事業出演者等に支払う旅費の実費相当分
消耗品費	事業準備及び開催にあたって必要となる消耗品の購入費 等
燃料費	ガソリン代等
情報発信費	事業実施や告知・当日案内のためのパンフレット等制作に係る経費
食糧費	事業実施に際し不可欠と認められる材料費
通信運搬費	事業準備及び実施に要する切手・はがき代、郵送料、通信料
保険料	行事保険、損害保険等
手数料	振込手数料等
使用料	会場使用料、音響等使用料、その他レンタル機器使用料
備品購入費	事業実施に必要な備品（レンタルやリースでは対応できない必要物品に限る。）
委託費	事業の企画・実施に係る経費

	会場設営や警備の委託などに必要な経費
その他	会長が特に必要と認めたもの

(5)補助金額

補助対象経費の2分の1に相当する額。但し、300,000円を上限とする。

別表 2

旅行パンフレット及び電子媒体作成等にかかる補助要件	
1 実施期間	旅行商品の補助対象となる期間は、令和6年1月1日から令和7年3月31日までとし、旅行商品の開始日（出発日）、作成されるパンフレット（デジタルパンフレットを含む）の対象期間及びウェブサイト販売ページの掲載期間等が当該補助対象期間の範囲内において対象とする。
2 仕様	<p>① 旅行商品のパンフレットやウェブサイト販売ページ等を作成するものとし、当該旅行商品の新聞・雑誌、観光関連ポータルサイト等への広告宣伝を含む。</p> <p>② 旅行商品のパンフレット表し面及びウェブサイト画面には大津市に関連する名称（大津等）を明確に記載するものとする。</p> <p>③ 大津市内の紫式部に関連する観光素材のうち、2つ以上を明確に掲載するものとする。</p> <p>④ 旅行商品のパンフレットには3ページ以上の大津市に関連する事項を記載するものとする。</p> <p>⑤ 紙製のパンフレットの作成部数は1万部以上とする。</p> <p>⑥ パンフレットの各支店、提携販売店、代理店等で配布又は各社のウェブサイトに掲載されていること。</p> <p>※場貸しモデル宿泊予約サイトについては、①②のみとし大津市に関連する専用ページと宿泊プランをウェブサイト販売ページ上で設定することとする。</p>
3 構成要素	<p>次の全ての要素を含んでいること。</p> <p>①大津市の魅力を満喫できる日帰り又は宿泊プラン。</p> <p>②大津市の観光地が2箇所以上紹介されている。</p> <p>③大津市内の紫式部に関連する観光素材のうち、2つ以上が明確に掲載されている。</p>

別表 3

通信販売の旅行商品カタログ及びウェブサイト販売ページ作成にかかる補助要件	
1 実施期間	旅行商品の補助対象となる期間は、令和6年1月1日から令和7年3月31日までとし、旅行商品の開始日（出発日）、作成されるカタログ（デジタルカタログを含む）の対象期間及びウェブサイト販売ページの掲載期間等が当該補助対象期間の範囲内において対象とする。
2 仕様	<ul style="list-style-type: none"> ① 通信販売の旅行カタログやウェブサイト販売ページ等を作成するものとし、当該旅行商品の新聞・雑誌、観光関連ポータルサイト等への広告宣伝を含む。 ② 旅行商品の表紙面には大津市に関連する名称（大津等）を明確に記載するものとする。 ③ 大津市内の紫式部に関連する観光素材のうち、2つ以上を明確に掲載するものとする。 ④ 旅行カタログには1ページ以上の大津市に関連する事項を記載するものとする。 ⑤ 紙製の旅行カタログの作成部数は2万部以上とする。
3 構成要素	<p>次の全ての要素を含んでいること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①大津市の魅力を満喫できる日帰り又は宿泊プラン。 ②大津市の観光地が2箇所以上紹介されている。 ③大津市内の紫式部に関連する観光素材のうち、2つ以上が明確に掲載されている。